

# 第 1 7 回

## 大網白里市農業委員会総会議事録

令和 5 年 9 月 1 1 日（月）

農村環境改善センター 農事研修室

## 第17回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和5年9月11日（月）
- 2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤英夫
- 4、出席委員（17名）

1番	平賀久雄	2番	齊藤義信
3番	小川一成	4番	穴倉喜八郎
5番	川寄篤之	6番	増田健二
7番	平賀武	8番	加藤岡一弘
9番	内山充弘（会長職務代理者）	10番	中村和敏
11番	川嶋一美	12番	板倉小百合
13番	内海亮一	14番	梅原英男
15番	齋藤重幸	16番	鵜澤英夫（会長）
17番	今関喜明		
- 5、欠席委員（なし）
- 6、議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会議書記の指名
  - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
（整理番号1～4）
  - 第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
（整理番号1）
  - 第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
（整理番号1～4）
  - 第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転について
  - 第7 議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について  
（利用権設定）
  - 第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
（整理番号1～2）
  - 第9 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

(整理番号1)

第10 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(整理番号1～4)

第11 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1～6)

7、農業委員会事務局職員

事務局長 野口裕之 主査 千葉利憲

主任書記 戸田久子 主任書記 長谷川聡彦

書記 谷口智

◎開 会

○議長 ただいまより、第17回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第17回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時03分)

---

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、小川一成委員及び穴倉喜八郎委員にお願いいたします。

---

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

---

◎議案第1号(整理番号1～4)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から4について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字笹塚、地目 畑の1筆、面積208平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、農地面積が小規模であるためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、右下の方に1-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから4ページまでになります。

次に、整理番号2、申請地は、南横川字西、地目 畑の1筆、面積32平方メートルを贈与により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、実兄に耕作を統合するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、右下の方に1-2と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページまでになります。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、四天木字南新地、地目 畑の2筆、面積1,497平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中よりやや右下の方に2つに点在して1-3と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料9ページから13ページまでになります。

次に、整理番号4、申請地は、南玉字釜ヶ谷及び池田字釜ヶ谷、地目 田の3筆、面積1,198平方メートルを、売買により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、破産管財物件を処分するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、真ん中よりやや左下付近に2つに点在して1-4と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料14ページから18ページまでになります。

なお、整理番号1から4の権利者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、議案第1号、整理番号1の調査報告をいたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

調査に当たりましては、9月4日に、関本推進委員と現地を確認し、権利者に話を伺いました。申請内容に間違いがないとのことでした。

義務者には電話にて話を伺い、間違いがないということで、後継者が後を継がないため、隣接地の権利者に話をしたところ、売買の話が決まったそうです。

権利者は義務者の畑が、隣接地のため、耕作がしやすく、効率も良いことから、話が決まったそうです。周りの農地に影響はないと思われます。

権利者は、機械もそろっており、問題はないと思いますが、慎重審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号2の調査説明をいたします。

9月3日、小倉推進委員と権利者宅へ伺い、お話を聞いて参りました。

義務者は市外ということで、電話での対応となりました。

内容は、事務局説明のとおりです。

権利者は、土日も忙しく出かけているということで奥様に話を聞きました。

兄の方に、集約するというので、内容に間違いがなく、またこの後、家の周りを綺麗にして季節の野菜を一生懸命作ると申しておりました。

何ら問題はないと思いますが、慎重なる審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、川嶋一美委員、お願いいたします。

○川嶋委員 整理番号3についてご説明申し上げます。

事務局の説明のとおりですが、9月2日に義務者には電話で、権利者には会って話を聞きましたので、ご報告します。

義務者と権利者は近隣で、以前より当該の畑は、権利者に管理してもらっていましたが、義務者の方に将来的に管理する者もいないため権利者に売買の話をしたそうです。

権利者は経営規模の拡大を考えており、当該の2ヶ所の畑は自宅のそばで住宅地に隣接し、耕作上の利便も良いことなどにより、今回の申請に至ったとのことでした。

権利者は認定農業者で機械設備も整っており、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎

重審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号4の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいたします。

○平賀（久）委員 それでは、議案第1号、整理番号4について、調査報告を申し上げます。

内容については、事務局説明のとおりでございます。

義務者は破産管財人の弁護士であり、9月4日に電話での確認となりました。

破産管財物件を処分するため間違いありませんということで、隣接する農地の所有者に売買を持ちかけたということで間違いありませんということでした。

同日に伊藤推進委員と権利者宅に伺い、聞き取り調査を行いました。

破産管財人の代理人からお話があり、隣接する農地を耕作しているため、お話があったということです。

権利者は、夫婦で積極的に農業に取り組んでおり、農業機械もそろっており、何ら問題はないと思われませんが、皆様の慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から4について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から4に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定をいた

します。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定をいたします。

次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は原案のとおり許可することに決定をいたします。

---

◎議案第2号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、池田字砂田、地目 田の1筆、面積1,256平方メートルの一部を専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

転用面積は、621.96平方メートルであります。

申請者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、右下の方に2-1と示す箇所があります。計画の詳細は、別添の詳細資料、19ページから28ページまででございます。

計画概要は、木造、平屋建ての専用住宅が1棟、建築面積99.37平方メートル及びプレハブ造り、平屋建ての車庫が1棟、建築面積47.19平方メートルでございます。

事業を行う理由は、現在、申請者は実家で生活しているものの、兄が実家に引越すにあたり、申請地に住宅を建築するために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります、住宅のほか、周辺地域居住



者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資先発行の住宅ローン事前審査結果のお知らせの写しが添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は整地のみ行い、建築物は平屋建ての計画でありますことから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

また、申請地の東側、南側、西側に重量ブロック2段積みを設置されますことから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、雑排水は合併浄化槽にて処理された排水及び雨水は蒸発拡散装置により敷地内処理する計画であります。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1につきましては、増田健二委員、お願いいたします。

○増田委員 それでは報告させていただきます。

9月3日、平賀委員とともに、現地にて申請地の確認をさせていただきました。

現地は大網街道に面しておりますが、県道の拡幅予定により、約6メートルほど下がって計画されております。

今回、実家に兄が引っ越して来るために、申請地に住宅を建築するという事で、間違いのないとのことでした。

現地は、排水路がないために合併浄化槽及び蒸発拡散装置にて敷地内処理をいたしますということでした。

申請のとおり間違いのないことですから、よろしくご審議のほどお願いいたします。  
以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号の整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可相当とすることに決いたします。

よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

---

#### ◎議案第3号(整理番号1～4)

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1から4について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字東宮谷、地目 畑の1筆、面積403平方メートルを売買により所有権移転し、建売分譲住宅用地(1棟)に転用しようとするものでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中よりやや左下付近に3-1と示す箇所でございます。計画の詳細は、別添の詳細資料、29ページから39ページまででございます。

計画概要は、木造、平屋建ての専用住宅が1棟、建築面積は、91.91平方メートルでございます。

事業を行う理由は、申請地周辺に住宅も多く、権利者における分譲地として最適であり、中学校、高等学校からも近いために計画されたとのことであります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第3種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を自己資金により賄う計画であり、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は整地のみ行い、建築物は平屋建ての計画でありますことから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

また、申請地の北側、西側、南側に既設の土留めが設置されておりますことから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、雑排水は合併浄化槽を経由して申請地の東側にある市道側溝へ放流する計画であり、排水について地元区の確認を受けております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

次に、整理番号2、申請地は、大網字前島、現況地目 畑の1筆、面積213平方メートルを売買により所有権移転し、建売分譲住宅用地（1棟）に転用しようとするものでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中よりやや右下付近に3-2と示す箇所でございます。計画の詳細は、別添の詳細資料、40ページから53ページまででございます。

計画概要は、木造、平屋建ての専用住宅が1棟、建築面積は、75.35平方メートルでございます。

事業を行う理由は、申請地周辺に住宅も多く、権利者における分譲地として最適であり、

中学校、高等学校からも近いために計画されたとのことであります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第3種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を自己資金により賄う計画であり、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は山砂により盛土を行い、建築物は平屋建ての計画でありますことから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

また、申請地の北側、東側、南側にコンクリートブロック積み2段または、4段を設置されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、雑排水は合併浄化槽を経由して申請地の西側にある市道側溝へ放流する計画であり、排水について地元区の確認を受けております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、池田字砂田、地目 田の1筆、面積1,256平方メートルの一部を売買により所有権移転し、専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

転用面積は、497.2平方メートルであります。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の④をご覧くださいまして、右下の方に3-3と示す箇所でございます。計画の詳細は、別添の詳細資料、54ページから62ページまででございます。

計画概要は、木造、平屋建ての専用住宅が1棟、建築面積は、151.54平方メートルでございます。

事業を行う理由は、現在、権利者の住宅は手狭で、また、居住スペースも狭いことから、

現在の住居を売却したうえで、新たに土地を購入し、住宅を建築するために計画されたとのことであります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります、住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資先発行の住宅ローン事前審査結果のお知らせの写しが添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は整地のみ行い、建築物は平屋建ての計画でありますことから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

また、申請地の東側、南側、西側に重量ブロック2段積みを設置されますことから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、雑排水は合併浄化槽にて処理された排水及び雨水は蒸発拡散装置により敷地内処理する計画であります。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

次に、整理番号4、申請地は、永田字北中原、地目 畑の1筆、面積589平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.307平方メートルであります。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中よりやや左下付近に3-4と示す箇所であります。計画の詳細は、別添の詳細資料、63ページから81ページまでと

なります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱 48 本を設置するものでございます。

事業を行う理由は、申請地を借受け、引き続き、太陽光発電事業を行うために計画されたとのことであります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地であります。例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があることなどになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復することなどの条件を付することとされております。

本申請は、直径 76 ミリメートルの支柱を 3 メートルおよび 3.5 メートル間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われま。

続きまして、一般基準であります。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

次に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の

単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から2の案件につきましては、一括して、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 それでは、議案第3号、整理番号1及び2は同一の権利者、義務者ですので、一緒に報告を申し上げます。

調査については、6日に宍倉委員と、義務者宅を訪問して行い、権利者については電話にて、確認しました。理由としては、事務局の説明のとおり、申請地2件は集落内の農地で、中学校、高校に近いところであります。

義務者は現在、妻と2人で住んでいて、子供は娘さんが2人いますけども、いずれも結婚して県外に住んで、当日は長女が実家に所用があるということでしたので、連絡をとり、それに合わせて行いました。今回、処分することにした理由は、高齢の親の様子を見るために、月に数度、畑の管理等を行っていましたが草刈をしてくれていた親戚も、高齢で難しくなってきたので、今後、草刈もだんだんできなくなると近隣の方々にも迷惑をかけてしまうとのことで、今回、その親戚に相談して処分することに決めたということです。

権利者にも確認した中では、計画等も問題ないと思われませんが、慎重なご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

整理番号3の案件につきましては、増田健二委員、お願いいたします。

○増田委員 それでは説明いたします。

9月3日、電話にて、権利者に確認いたしました。

先ほど、議案第2号、整理番号1の申請者とこの義務者は同一人であります。

申請地の土地に、権利者は義務者の土地の一部を買い受け、住宅を建築するとのことでした。権利者とは電話にて話をいたしまして、本件申請に間違いがないので、よろしく申し上げますということでした。

現地は、排水路がないために合併浄化槽及び蒸発拡散装置にて敷地内処理をいたしますということでした。

どうぞよろしく協議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

整理番号4の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀（武）委員 それでは、議案第3号、整理番号4につきまして調査報告をいたします。

内容は、事務局説明のとおりでございます。

義務者には9月3日、内海委員と私で自宅へ伺い、話を聞きました。

今回は契約の更新であり、契約書類をすでに確認しており、支払いも順調であり、契約を更新することに特に問題はないということでありました。

現地も確認いたしました。現地は、草が茂っておりましたので営農者に確認しましたところ、しばらくの間は草を生やし耕運するという作業が続きますということでありました。

また、権利者には9月4日、遠方のため電話にて話を伺いました。

申請書は確認しており、申請内容には間違いのないとこのことで、よろしくようお願い申し上げますということでありました。

また、パネル下部の作付は、営農者に電話で話を伺いました。

今年からブルーベリーを作付するというところで、理由は高単価で流通できることから、産直で流通する見込みであるとのことでありました。

特に問題はないと思いますが、皆様方の慎重なる審議、よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号、整理番号1から4について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第3号、整理番号1から4に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第3号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。



次に、議案第3号、整理番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号2は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第3号、整理番号3について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号3は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第3号、整理番号4について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号4は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第3号、整理番号1から4につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

---

#### ◎議案第4号(整理番号1)

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題といたします。

事務局から議案第4号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員長へ意見を求められたものでございます。

議案書の7ページ、所有権移転総括表をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は1人、所有権の移転をする者は1人、所有権の移転をする農用地の筆数及び面積は、田が2筆で、面積1,681平方メートル、畑が2筆で、面積865平方メートル、合計面積は、2,546平方メートルでございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

整理番号1の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積の順に説明させていただきます。

なお、譲受人と譲渡人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、桂山、九十根、田が2筆、1,681平方メートル。畑が2筆、865平方メートル。

なお、整理番号1の譲受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。関連して地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいたします。

○中村委員 整理番号1について調査報告をいたします。

内容は事務局の説明のとおりで、今日3日、譲受人に話を伺いました。以前より耕作を依頼されており、譲渡人から、維持管理ができないため、また、遠方のため、どうにかして欲しいということをお願いされたということです。

今回の土地ですか、隣接しているということで、譲受人が了解し、申請に至っております。譲渡人には遠方のため、電話にて確認しましたが、今回の申請に間違いがないということです。

譲受人は、施設等もしっかりしており、問題はないと思いますが、慎重審議よろしく願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、整理番号1に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号は原案のとおり承認することを決定いたします。

---

◎議案第5号(利用権設定)

○議長 続きまして、日程第7、議案第5号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

なお、整理番号1は、農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、事務局から議案第5号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の10ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の11ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は1人、利用権の設定をする者は1人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、畑が1筆で、面積1,884平方メートル、田はございませんので、田と畑の合計面積は同じく、1,884平方メートルでございます。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、新規が1件でございます。

整理番号1の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

更に、整理番号1は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされております。

また、同条第3項第4号の規定に基づく農地中間管理機構の公益社団法人千葉県園芸協会において千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

整理番号1、北吉田、畑が1筆、1,884平方メートル、10年、金納、10アール当たり、1万円、新規。

なお、整理番号1の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、整理番号1につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて、すでに確認されており、農業委員等による調査は不要であるとの申し合わせが行われておりますので、調査報告は省略させていただきます。

これより、整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第5号、整理番号1について、採決いたします。

議案第5号、整理番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、整理番号1の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

---

#### ◎報告第1号～報告第4号

○議長 続きまして、日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第9、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第10、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、日程第11、報告第4号、農地の転用事実に関する照会についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書 14 ページから 15 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出は 2 件でございます。

各農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第 2 号についてご説明いたします。

議案書の 16 ページをご覧ください。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出は 1 件でございます。

農地の所在地及び届出者につきましては、議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届出地について、転用しようとするものでございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第 3 号についてご説明いたします。

議案書の 17 ページから 18 ページをご覧ください。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出は 4 件でございます。

各農地の所在地及び権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届出地について、それぞれ転用しようとするものでございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第 4 号についてご説明いたします。

議案書の 19 ページから 21 ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は 6 件でございます。

法務局から照会のありました各農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から 4 列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第 1 号から第 4 号の説明がありました。ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第 8 から日程第 11 の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 事務局。

○事務局 私の方からは担い手農地集積事業奨励金交付要綱の一部改正についてご説明をさせていただきます。

奨励金の事務は、農業振興課農地班の方で担当しております。

先に配付資料についてご説明させていただきます。

配付資料は2部ございまして、1つ目が大網白里市担い手農地集積事業奨励金交付要綱の一部改正について、括弧案と書かれているA4縦サイズの1枚の資料になります。

2つ目が、A4横サイズでホチキス止めの資料になりまして、左上に大網白里市担い手農地集積事業奨励金交付要綱の一部を改正する告示、新旧対照表と記載のある資料となります。

今回はA4縦サイズの大網白里市担い手農地集積事業奨励金交付要綱の一部改正について、括弧案の資料についての方を使用しまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、資料の2番、要綱の変更内容についてをご覧ください。

こちらの資料に記載しておりますが、今回の改正内容は交付範囲を変更しようとするものでございます。

現在、本奨励金の交付対象となっております、更新契約並びに6年未満の契約についてを対象外に変更し、また、交付を借受人の世帯ごととさせていただきます。同一世帯による名義換えの防止を図るため、同一世帯員による同じ筆の貸し借りについても対象外とさせていただきますこととなりました。

変更理由といたしましては、3番に記載させていただいておりますが、農地の担い手が減少する状況の中で、6年以上の長期にわたり営農を担っていただく認定農業者、認定新規就農者の方に対し、当該奨励金による支援を継続して行っていくためでございます。

最後に、本改正要綱の施行時期につきましては、資料4番に記載しておりますとおり、令和5年9月受付、10月告示に係る分から対象とさせていただきます。次回の総会に係る分から、要綱の対象となる予定でございます。

お配りいたしました新旧対照表につきましては、お時間のある時にご確認いただければと思います。

以上で私からのご説明を終わらせていただきます。

○議長 ただいまの連絡事項について、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたし

ます。

今関委員。

○今関委員 同じ家の中で、世帯を分けている場合の考え方を教えてください。

○議長 事務局。

○事務局 違うところに住まわれている場合でも、同じ世帯としている場合には同じ世帯とみなさせていただきます。対象外とさせていただく形になります。

以上です。

○議長 それでは、ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

それでは、ほかにございせんか。

---

#### ◎閉 会

○議長 ほかにないようございせんので、以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これにて、第17回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時08分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月11日

農業委員会会長

鴫澤英夫

署名委員

小川一成

署名委員

穴倉喜八郎